

ごとう事務所通信

1

January
2013

発行: 社会保険労務士ごとう事務所
〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3

TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com
発行日: 2013年1月10日

改正労働契約法の解説②

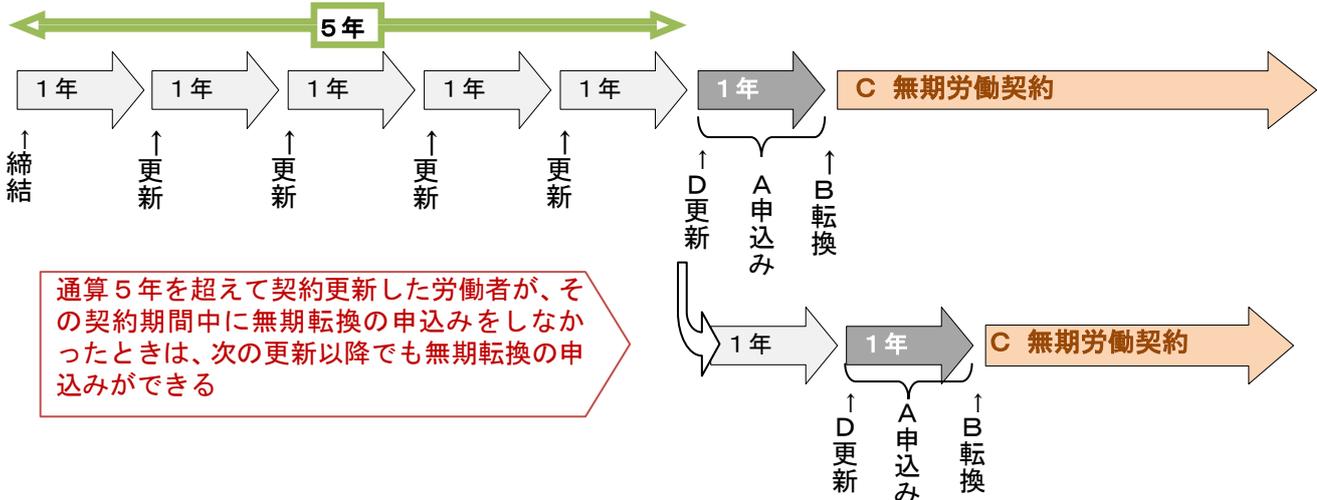
無期労働契約への転換

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。この改正では、有期労働契約について、3つのルールが新たに設けられましたが、今月は、そのうち「無期労働契約への転換」を解説します。



◆◆ 2 無期労働契約への転換 ◆◆◆

有期労働契約（期間を決めた契約）が何度も更新され、契約期間の通算が5年を超えた労働者が希望した場合、使用者はその労働者との契約を「無期労働契約」に転換しなければならなくなりました。



- A：申込み…現在の有期労働契約期間中に、通算契約期間が5年を超える場合、労働者は、その契約期間の初日から末日までの間に、無期転換の申込みをすることができます。
- B：転換…Aの申込みをすると、使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。無期に転換されるのは、申込み時の有期労働契約が終了する翌日からとなります。
- C：無期労働契約…無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。
- D：更新…無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。



★今回紹介した「無期労働契約への転換」は、新たな3つのルールのうち、最も重要といえるでしょう。施行日（平成25年4月1日）以後に開始する有期労働契約が5年のカウントの対象となりますから、実際に転換が生じるのはまだ先のことですが、今から内容を理解しておくことは大切です。

なお、有期労働契約と有期労働契約の間に、空白期間（同一使用者の下で働いていない期間）が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めないこととされています（これをクーリングといいます）。来月号では、このクーリングについて解説します。

従業員を新たに雇うと税制が優遇される「雇用促進税制」をご存知ですか？

あらかじめ「雇用促進計画」を事業年度開始後2か月以内にハローワークに提出する等の手続をすると、従業員数の増加1人あたり20万円の税額控除が受けられる制度です。

制度概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度（以下「適用年度」といいます。）*¹において、

- 雇用者増加数が5人以上（中小企業の場合は2人以上）
- 一定の方法で算定した雇用増加割合*²が10%以上 等

の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除*³が受けられます。

- *¹ 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年
- *² 雇用増加割合 = 適用年度の雇用者増加数 ÷ 前事業年度末日の雇用者総数
- *³ 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります

対象事業主

- 青色申告書を提出する事業主であること
- 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度に雇用者（雇用保険の一般被保険者）の数を5人以上（中小企業の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること
- 適用年度における給与等の支給額が、一定額以上であること 等



手続き

1. 事業年度開始後2か月以内に、目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出します。
2. 事業年度終了後2か月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認を求めます。確認を求めてから返送まで約2週間（4～5月は1か月程度）かかりますので、確定申告期限に間に合うように注意しましょう。
3. 確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告します。

期間限定のお得な制度です。条件を満たすようでしたら、是非、活用を検討してください。雇用保険の助成金とは独立した制度ですので、助成金を受けていても、利用可能です。

お仕事 カレンダー

- 1/10 ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 1/10 又は 1/20
- 源泉所得税の特例納付（7月～12月分）
- 1/31 ●12月分健康保険料・厚生年金保険料の支払
- 労働保険料の納付（延納第3期分）

- 1/31 ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告）
- 税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表）の提出
 - 市区町村への給与支払報告書の提出
 - 11月決算法人の確定申告・5月決算法人の中間申告
 - 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告

◆あとがき◆ 今月1/17(木)に『社会保険料適正化セミナー』を開催いたします。年々増加する一方の社会保険料をどのように削減するか、社会保険の仕組みの基礎から丁寧に解説します。詳細は後藤まで 携帯 090-5669-3552。